

奈良県疾病対策課ソーシャルメディア利用方針

令和 7 年 8 月

奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課

1. 目的

奈良県疾病対策課は、Instagram を情報の発信ツールとして活用するとともに、情報利用者との交流を促進することを目的とします。

また、Instagram では奈良県におけるギャンブル等依存症普及啓発の一環としてインターネット広告配信を通じ、奈良県民にギャンブル等依存症の正しい知識の普及及び相談先の周知を行うことを目的とします。

2. 発信内容

(1) 当アカウントでは次の情報を発信します。

(ア) 奈良県疾病対策課の取組、イベント、啓発情報

(イ) その他奈良県疾病対策課に関連し周知する必要のある情報

(ウ) ギャンブル等依存症に関する情報

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が発信する前記に関連する情報についても、必要に応じてフォロー等を行うことがあります。

3. 運営管理責任者

奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課長

4. 運用者

疾病対策課および委託先の広告事業者

5. 利用方法

- (1) 運用者は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に随時、情報発信します。広告配信はそれ以外の日時においても随時実施します。
- (2) 広告配信に際してアカウントを委託広告配信業者所有のアカウントと連携する場合、「奈良県の信用失墜やブランド毀損となることを行わないこと」及び「該当の事業以外でのアカウント使用をしないこと」を委託広告配信業者との契約書に記載し、ログイン情報の安全な利用と適切なアカウント利用を担保の上で行います。
- (3) 運用者は投稿された「コメント」に対して必要に応じて回答を行うものとします。ただし、運用者が全ての投稿を閲覧し投稿に対する回答を保証するものではありません。

- (4) 県政に関するご意見・お問い合わせは、奈良県公式ホームページの専用フォーム「県政の窓」(<https://www.secure.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1352>)をご利用ください。

6. 禁止事項

次の事項に該当する投稿は行わないでください。次の事項に該当する投稿があった場合は予告なく削除することがあります。また、当該投稿をした者について、以後の投稿を禁止する場合があります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 奈良県又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等に成りすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) その他当課が不適切と判断したもの
- (14) (1)～(13)の内容を含むホームページへのリンク

7. 知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、奈良県又は正当な権利を有するものに帰属します。また、内容について、私的使用のための複製、引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等することはできません。

8. 免責事項

(1) 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、当課は、利用者が当アカウントの掲載情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。

(2) 当課は、利用者がアカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(3) 当課は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(4) (2) 及び (3) のほか、当課は、当アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

9. 利用方針の変更等

当課は、予告なく利用方針を変更し、又は運用を中止する場合があります。Instagramのサービス又は機能の名称が変更された場合は、変更後の名称に読み替えて適用するものとします。